

◆高額療養費について◆

※平成30年4月以降、熊本県内の熊本市以外の市町村へお引越される方のみが対象です。

平成30年4月1日以降、市町村国民健康保険の加入者が、同一都道府県内住所異動し他の市町村国民健康保険に加入される場合、当該加入者の高額療養費の該当回数が引き継がれます。

※引き継ぎには条件があり、一部例外があります。

Aさんの例 (世帯主・単身・60歳・住民税非課税世帯)

- ・平成30年2～4月まで県内B町国民健康保険に加入
- ・翌5月1日熊本市に転入し熊本市国民健康保険に加入
- ・平成30年3～7月まで高額療養費に該当の場合



<従 来>平成30年7月は35,400円(自己負担限度額)

<改正後>平成30年7月は24,600円(自己負担限度額)

多数回該当とは

過去12か月以内に、4回以上の「高額療養費の該当」がある場合、「高額療養費多数回該当」となり、自己負担限度額が限度額区分に応じ引き下げられます。

平成29年度

Aさんの例

平成30年度

月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	
県内B町	高額該当なし	高額該当あり	高額該当 1回目	—	—	—	平成30年4月以降は、県内B町国民健康保険から高額療養費の該当回数を引き継ぐことになります。
熊本市	—	—	—	高額該当 2回目	高額該当 3回目	高額該当 4回目	

3月までは引き継ぎはされません

熊本市へ高額療養費の該当回数を引き継ぐ

自己負担限度額が下がります

上の例で、平成30年3月から高額療養費に該当とすると、これまでは、平成30年7月は熊本市では高額該当3回目ですが、改正により、高額該当4回目(多数回該当)となります。

○問い合わせ先

熊本市役所国保年金課給付班 Tel.096-328-2290

中央区役所 Tel.096-328-2278

東区役所 Tel.096-367-9125

西区役所 Tel.096-329-1198

南区役所 Tel.096-357-4128

北区役所 Tel.096-272-6905

託麻総合出張所 Tel.096-380-3111

河内総合出張所

天明総合出張所

城南総合出張所

幸田総合出張所

清水総合出張所

龍田総合出張所

096-276-1111

096-223-1111

0964-28-3111

096-378-0172

096-343-9161

096-338-2231